

6 豊 監 査 第 32 号  
令和 6 年 8 月 28 日

豊橋市長 浅井由崇様

豊橋市監査委員	古池弘人
同	野口洋
同	坂柳泰光
同	伊藤哲朗

令和5年度豊橋市内部統制評価報告書  
審査意見について

地方自治法第150条第5項の規定により審査に付された令和5年度豊橋市内部統制評価報告書を審査したので、その結果について次のとおり意見を提出します。

## 令和5年度豊橋市内部統制評価報告書に関する審査意見

### 第1 審査の対象

令和5年度豊橋市内部統制評価報告書（以下、「評価報告書」という。）

### 第2 審査の期間

令和6年7月18日から令和6年8月16日まで

### 第3 審査の方法

審査に付された評価報告書について、豊橋市監査基準に準拠して関係部局等の説明を聴取するとともに、その他監査等において得られた結果も活用して、評価手続及び内部統制の不備が重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われていたかについて審査した。

### 第4 審査の結果

評価報告書について、上記のとおり審査した限りにおいて、評価手続及び評価結果に係る記載は相当である。

### 第5 備考

評価結果に記載された運用上の重大な不備は以下の2件である。

- 1 施設入所者の預り金の無断流用
- 2 生活保護費等の着服

### 第6 審査結果を踏まえた付記意見

重大な不備の該当性の判断に当たり、社会的不利益の程度の判断について、引き続き、その精度を高めていくよう努められたい。

また、内部統制で不備のあった事例について、同種の事務を行っている課室においてもリスクの認識が深まり同様の不備が生じないように、組織的に情報を共有できる方策を講じられたい。